地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）	第五条第四項	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）	第二条第三号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
		及び各省を	、復興庁及び各省を
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	第二条第三号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第百十一条	又は省令	、復興庁令又は省令
行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）	第二条第一項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）	第二十八条第三項第二号	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）	第一条第一項及び第二条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）	第二条第十号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第十五条第三項第四号	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）	第二十条の二	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）	第三条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）	第三条第九号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
	第五条第六項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
環境基本法（平成五年法律第九十一号）	第四十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）	第十六条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）	第三条第一項	若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）	、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第七条第三項若しくは国家行政組織法第百二十三年法律第百二十号）
		デジタル庁設置法第七条第五項	デジタル庁設置法第七条第五項、復興庁設置法第七条第五項
		デジタル庁並びに	デジタル庁、復興庁並びに
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）	第三条第一項第四号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	第四条第一項第九号	及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項	、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項
	第四条第一項第十号	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成二十四年法律第百五十一号）	第十八条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）	第四十八条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁